



2013年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2013年5月26日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月26日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月3日(予定)に受検者全員に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により可否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。ただし，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例および復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算については，特に指示のない限り，考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（56歳）は妻Bさん（52歳）との2人暮らしである。Aさんは、勤務先の会社（X社）を60歳の定年で退職し、その後再就職等をせずに自らの趣味を楽しみたいと考えているが、その一方で、これまで準備してきた老後資金が退職後の生活資金として十分なものであるのかを不安に思っている。

そこで、Aさんは退職後の公的年金制度について、ファイナンシャル・プランナーに説明を求めている。また、退職後の公的医療保険制度についても説明を受けたいと考えている。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

昭和31年10月10日生まれ

全国健康保険協会管掌健康保険，厚生年金保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

20歳	22歳		60歳
国民年金 未加入 (30月)	厚生年金保険 (288月)		(162月)
入社	平成15年3月までの 平均標準報酬月額400,000円		平成15年4月以後の 平均標準報酬額500,000円

(2) 妻Bさん（専業主婦）

昭和35年6月8日生まれ

20歳からAさんと結婚するまでは、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付、結婚後は、第3号被保険者として国民年金に加入。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付ならびに退職後の公的医療保険制度についてファイナンシャル・プランナーが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) Aさんは、原則として、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)を()から受給することができるが、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給は65歳からとなるため、定年退職後の生活資金についての計画が必要となる。

) 定年退職後の公的医療保険制度への加入方法としては、国民健康保険への加入、退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入、などの選択肢がある。健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、その手続は、原則として被保険者資格を喪失した日から()以内に行う必要があり、加入できる期間は最長で()である。

語句群

イ . 61歳	ロ . 62歳	ハ . 63歳	ニ . 14日	ホ . 20日
ヘ . 25日	ト . 1年間	チ . 2年間	リ . 3年間	

《問2》 妻Bさんに係る公的年金制度からの老齢給付等についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんが65歳から受給する老齢基礎年金には、原則として振替加算の加算が行われる。

妻Bさんが65歳以降にAさんの死亡により遺族厚生年金の受給権を取得した場合、妻Bさんは原則として老齢基礎年金と遺族厚生年金を受給できる。

妻Bさんが老齢基礎年金の繰下げ支給を選択し、70歳で繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金の年金額は30%増額となる。

- 《問3》 Aさんが60歳でX社を定年退職し、その後再就職等をしない場合に、原則として支給開始年齢から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の年金額を、平成24年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて求めなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、物価スライド率については、下記の数値群から適切な数値を選んで計算すること。また、端数処理については、以下のとおりとすること。
- ・〔計算過程〕においては、円未満を四捨五入
 - ・答の年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

資料

特別支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

数値群

0.975 0.978 0.981

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員であるAさん（38歳）は，これまでの貯蓄等により余裕資金が300万円程度できたことから，その一部を用いて資産運用をしたいと考えている。Aさんは，これまで投資信託を購入した経験はないが，下記のX投資信託に興味を持っており，ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

X投資信託に関する資料等は以下のとおりである。

X投資信託

追加型 / 北米 / 株式（為替ヘッジなし）

特徴：主に米国の高配当株式を中心に投資し，高いリターンを目指す。

決算日：毎月18日

基準価額：12,500円（1万口当たり）

収益分配金（直近12期計）：500円（1万口当たり）

過去5年間の収益率の平均値（リターン）：7%

過去5年間の収益率の標準偏差（リスク）：12%

購入時手数料：3.15%（税込）

運用管理費用（信託報酬）：純資産総額の1.575%（税込）

信託財産留保額：なし

X投資信託の今後1年間のシナリオの生起確率と予想収益率

シナリオ	生起確率	予想収益率
好況	35%	+18%
現状維持	35%	+7%
不況	30%	-15%

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 X投資信託についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述 ～ について，適切なものには○印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

米ドルに対し，日本円の相対的な価値が下落した場合，他の条件が同一であれば，X投資信託の基準価額の値下がり要因となる。

X投資信託の投資対象に，公社債を組み入れることはできない。

個人がX投資信託を換金することによって生じた譲渡益は，上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となる。

《問5》 ファイナンシャル・プランナーは、X投資信託のパフォーマンス評価等に関する計算を行った。次の , をそれぞれ計算過程を示して求めなさい。

《設例》の条件に基づき、X投資信託のシャープ・レシオを求めなさい。なお、無リスク資産利率を1%とする。

《設例》の X投資信託の今後1年間のシナリオの生起確率と予想収益率 に基づき、X投資信託の今後1年間の期待収益率を求めなさい。なお、答 は%表示の小数点以下第2位まで表示すること。

《問6》 ファイナンシャル・プランナーはX投資信託をドルコスト平均法により購入した場合について説明した。下記の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、計算にあたっては購入時手数料等は考慮しないものとし、 の解答にあたっては円未満を四捨五入すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は で示してある。

X投資信託の購入条件

購入時期	基準価額 (1万口当たり)	毎回200,000円購入する場合		毎回200,000口購入する場合	
		購入口数	購入金額	購入口数	購入金額
第1回	12,500円	<input type="text"/> 口	200,000円	200,000口	<input type="text"/> 円
第2回	10,000円	<input type="text"/> 口	200,000円	200,000口	<input type="text"/> 円
第3回	8,000円	<input type="text"/> 口	200,000円	200,000口	<input type="text"/> 円
第4回	10,000円	<input type="text"/> 口	200,000円	200,000口	<input type="text"/> 円
第5回	12,500円	<input type="text"/> 口	200,000円	200,000口	<input type="text"/> 円
合計	-	(<input type="text"/>) 口	1,000,000円	1,000,000口	(<input type="text"/>) 円

上記より、X投資信託をドルコスト平均法を用いて購入した場合の平均購入単価(1万口当たり)は、() 円である。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会員のAさん（42歳）は、妻Bさん（38歳）と長女Cさん（15歳）の3人家族である。Aさんは、平成24年12月に一戸建新築住宅を取得して同月中に自己の居住の用に供し、平成24年分の所得税の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた。Aさんが勤務先から受け取った平成24年分の「給与所得の源泉徴収票」は、以下のとおりである。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

1. 平成24年分の「給与所得の源泉徴収票」

平成24年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	東京都千代田区										氏名	(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)														
													A																		
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額																							
給料・賞与		7,800,000																													
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額																	
有無		従有		特 定		老 人		其 他		特 別		其 他		円		円		円		円											
* 〃		〃		〃		〃		〃		1,100,000		50,000		40,000																	
(摘要)										国民年金保険料等の金額		介護医療保険料の金額																			
妻：B 子：C(年少)										配偶者の合計所得		新個人年金保険料の金額																			
										新生命保険料の金額		100,000		旧個人年金保険料の金額																	
										旧生命保険料の金額				旧長期損害保険料の金額																	
扶養親族未届		未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者		特 別		其 他		寡 一 般		婦 特 別		寡 夫		勤 労 学 生		中途就・退職		受給者生年月日			
1人																								就職		退職		年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日	
1人																												* 46 1 17			
支払者		住所(居所)又は所在地		東京都文京区										氏名又は名称		株式会社 甲															
																(電話) ()															

2. Aさんが取得した住宅および借入金の概要

(住宅の建物および敷地を平成24年12月に一括で取得した)

住宅(建物)の床面積 100㎡ 住宅(建物)の取得価額 1,600万円
 土地(住宅の敷地)の面積 130㎡ 土地(住宅の敷地)の取得価額 2,500万円
 資金調達：自己資金 1,500万円

銀行借入金 2,600万円(25年の割賦償還)

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の平成24年の年末残高は2,590万円である。また、取得した住宅は認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

Aさんには上記以外に、平成24年中の収入・所得はない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成24年分の「給与所得の源泉徴収票」に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんの平成24年分の合計所得金額は、380,000円以下であると推定される。

「給与所得の源泉徴収票」の「旧生命保険料の金額」欄に記載されている金額は、100,000円以上であると推定される。

Aさんは、平成24年分の所得税の年末調整に際して、同年中に支払った地震保険料の合計額が80,000円であったことを証明する地震保険料控除証明書を勤務先に提出したと推定される。

《問8》 Aさんの所得税における住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、平成25年分以後の各年分についても本控除の適用を受けるためには、平成25年分以後の所得税についても引き続き確定申告書を提出しなければならない。

Aさんが、今後、銀行借入金の一部繰上げ返済を行ったことにより、その借入金の償還期間が当初の契約により定められていた最初に償還した月から10年未満となった場合には、10年未満となった年分以後は本控除の適用を受けることができない。

Aさんが、平成25年以後において、勤務先からの国内転勤命令等のやむを得ない事由により、当該家屋に居住できなくなった場合であっても、妻Bさんと長女Cさんが引き続き当該家屋に居住し、Aさんもその事由が解消した後は当該家屋に居住すると認められるときは、引き続き本控除の適用を受けることができる。

《問9》 Aさんは平成24年分の所得税について確定申告を行い、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。Aさんの平成24年分の所得税の還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

	課税総所得金額	()円
	課税総所得金額に対する所得税額	()円
	住宅借入金等特別控除額	円
	源泉徴収税額	円
	還付税額	()円

資料 給与所得控除額（一部抜粋）

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円

資料 所得税の速算表（一部抜粋）

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	97,500円
330	~ 695	20%	427,500円
695	~ 900	23%	636,000円
900	~ 1,800	33%	1,536,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

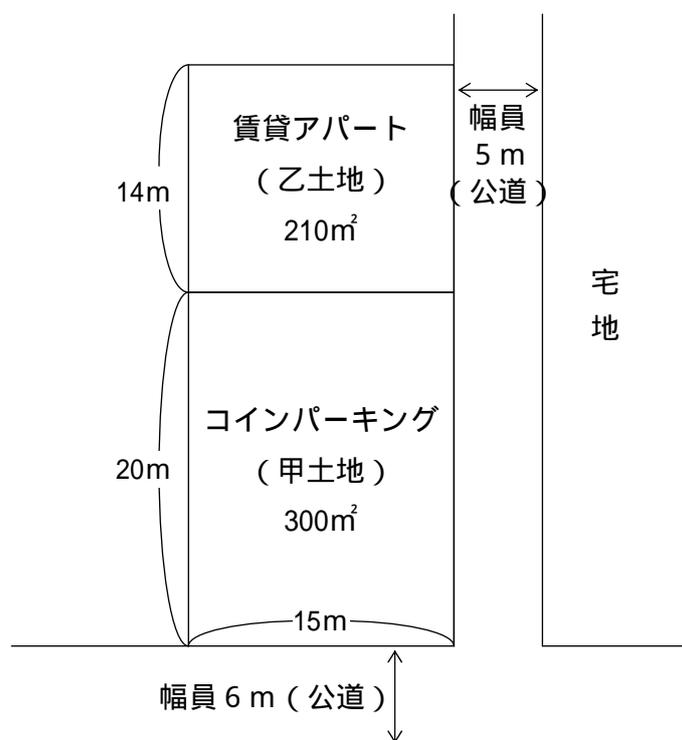
《設例》

Aさん（50歳）は、現在、自宅マンションに妻と子2人の4人で暮らしている。Aさんは、昨年6月に、父親の相続により、下記のコインパーキング（甲土地）、および木造賃貸アパートとその敷地（乙土地）を取得し、司法書士に依頼して相続登記を完了した。

相続した賃貸アパートは老朽化し建替えの時期に来ているため、Aさんはこれを取り壊し、甲土地との一体利用により鉄骨造りの賃貸アパート（耐火建築物）を新築したいと考えている。

そこで、Aさんはアパートの新築、および賃貸アパートを経営するうえでの留意点について、ファイナンシャル・プランナーから説明を受けることにした。

土地概要図



甲土地

- ・用途地域 : 近隣商業地域
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 × $\frac{6}{10}$
- ・防火規制 : 防火地域
- ・指定建ぺい率 : 80%
- ・指定容積率 : 300%

乙土地

- ・用途地域 : 第一種住居地域
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 × $\frac{4}{10}$
- ・防火規制 : 準防火地域
- ・指定建ぺい率 : 60%
- ・指定容積率 : 200%

甲土地、および甲土地と乙土地の一体地は、ともに建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地と乙土地の一体利用により賃貸アパートを建築する場合の用途地域の用途制限および防火規制についてファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

用途地域の異なる二つの土地を一体利用して建築物を建築する場合、その敷地面積の全部について過半の属する用途地域の用途制限に従うこととなる。

建築物が防火地域と準防火地域にわたっている場合、その建築物は規模によって耐火建築物または準耐火建築物とするのが原則である。

防火地域内においては、2階以上、または延べ面積が50m²を超える建築物は、原則として耐火建築物としなければならない。

《問11》 Aさんが、甲土地と乙土地を一体利用して耐火建築物を建築する場合の最大建築面積と最大延べ面積を求める次の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

計算式

1. 最大建築面積

・甲土地 $15\text{m} \times 20\text{m} \times \quad \% = \quad \text{m}^2$

・乙土地 $15\text{m} \times 14\text{m} \times (\quad) \% = \quad \text{m}^2$
 $\text{m}^2 + \quad \text{m}^2 = (\quad) \text{m}^2$

2. 最大延べ面積

(ア) 容積率の判定

・甲土地

指定容積率：300% 前面道路幅員による容積率の制限：() %
%

・乙土地

指定容積率：200% 前面道路幅員による容積率の制限： %
%

(イ) 最大延べ面積

・甲土地： $15\text{m} \times 20\text{m} \times \quad \% = \quad \text{m}^2$

・乙土地： $15\text{m} \times 14\text{m} \times \quad \% = \quad \text{m}^2$
 $\text{m}^2 + \quad \text{m}^2 = (\quad) \text{m}^2$

《問12》 Aさんが賃貸アパートを経営するにあたり、ファイナンシャル・プランナーが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

司法書士資格を有していれば、宅地または建物の賃貸借の仲介や代理を業として行うことができるため、Aさんはこれらの業務を相続登記を依頼した司法書士に行わせることができる。

普通借家契約において1年未満の賃貸借期間を定めた場合、期間の定めがない建物の賃貸借として取り扱われる。

Aさんは賃貸アパートの賃貸借契約について、造作買取請求権を特約により排除することができる。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

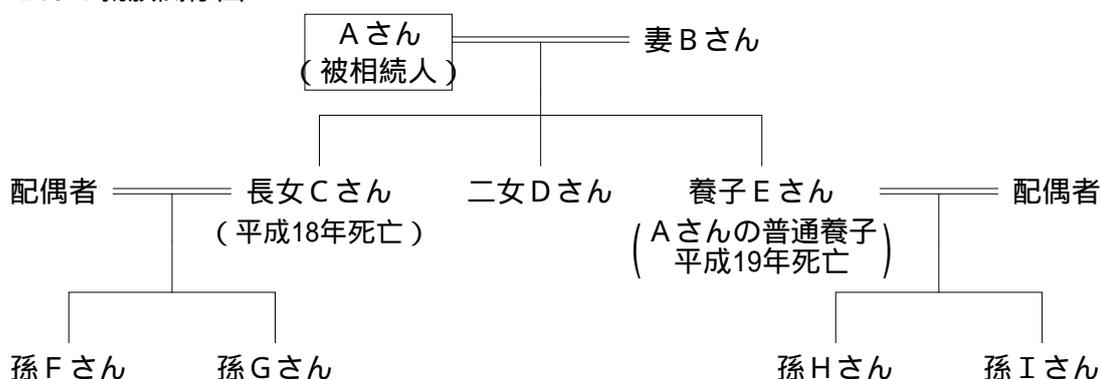
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは平成24年12月に85歳で死亡した。Aさんの親族関係図および財産の状況は下記のとおりである。長女Cさんは平成18年に死亡している。また、Aさんと妻Bさんが昭和50年に共に養子縁組（特別養子縁組ではない）をした養子Eさんは平成5年に結婚し孫Hさん、孫Iさんが誕生したが、その後養子Eさんは平成19年に死亡している。

Aさんは平成20年8月に公正証書遺言を作成しており、その遺言の内容は妻Bさん、孫Fさん、孫Gさん、および孫Hさんには財産を与え、二女Dさんと孫Iさんには財産は与えないとするものであった。

Aさんの親族関係図



Aさんの財産（相続税評価額）

- ・有価証券：8,000万円
- ・預貯金：7,000万円
- ・自宅の敷地（300㎡）：1億3,000万円
（Aさんおよび妻Bさんが居住の用に供している自宅の敷地であり、金額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用後のものである）
- ・自宅の家屋：1,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

相続人が、相続に関して不当な利益を得る目的で、相続に関する被相続人の遺言書を破棄した場合、その相続人は相続欠格者となる。

公正証書による遺言は、自筆証書による遺言では撤回することができない。

遺言者が、遺言書を作成した後に、遺言書に記載されている財産の一部を生前に売却(生前処分)している場合、その処分と抵触する部分の遺言が撤回されたものとみなされる。

《問14》 二女Dさんの遺留分の割合、孫Iさんの遺留分の割合をそれぞれ求めなさい。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、表に記載のある3人(妻Bさん、二女Dさん、孫Fさん)以外の計算対象となる法定相続人については、その有無を含め判断すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

(a) 課税価格の合計額	万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額 (a - b)	1億8,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
二女Dさん	万円
孫Fさん	()万円
〃	〃
相続税の総額	()万円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）